

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○家畜伝染病検査の命令（2件）……………（畜産振興課）	169
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	170
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可……………（農業施設管理課）	170
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	170
○知事権限に係る保安林の指定の予定（2件）……………（治山課）	170
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	171
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	171
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	171
○平成25年度及び平成26年度において競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正……………（建設情報課）	172
○道路の供用の開始……………（道路課）	172
○道路とダム管理用道路との兼用工作物の管理の方法の決定……………（道路課）	172
○土砂災害警戒区域の指定……………（砂防災害課）	173
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（砂防災害課）	175
○都市計画の変更の決定……………（都市計画課）	185
○北海道流域下水道条例第4条第5号及び北海道公共下水道条例第5条第5号の知事が定める措置……………（都市環境課）	186
○北海道流域下水道条例第5条第1号及び北海道公共下水道条例第6条第1号の知事が定める数値……………（都市環境課）	186
○北海道流域下水道条例第6条第2号及び北海道公共下水道条例第7条第2号の知事が定める措置……………（都市環境課）	186
○北海道流域下水道条例第8条第5号及び北海道公共下水道条例第21条第5号の知事が定める措置……………（都市環境課）	187
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（財産管理課）	187
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（6件）……………	187
○特定調達契約に係る入札の公告……………	189

道立緑ヶ丘病院告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	191
------------------------	-----

道立向陽ヶ丘病院告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	191
------------------------	-----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………	191
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）……………	193

告 示

北海道告示第202号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 実施の目的
牛のヨーネ病の発生予防のため
- 実施する区域の市町村及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
白 老 町 平成25年4月8日から同月30日まで
- 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているもの及び生後24か月未満のものを除く。
- 実施の方法
(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第203号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬伝染性貧血の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成25年3月29日

- 1 実施の目的
馬伝染性貧血の発生予防のため
- 2 実施する区域及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
江 差 町 平成25年5月1日から6月28日まで
上 ノ 国 町 同
厚 沢 部 町 同
乙 部 町 同
奥 尻 町 同
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬。ただし、生後180日未満のものを除く。
- 4 実施の方法
(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第204号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成25年3月15日、美瑛土地改良区の定款の変更を認可した。
平成25年3月29日

北海道告示第205号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。
平成25年3月29日

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
安平町土地改良区	明 春 辺 貯 水 池	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	第 1 号 頭 首 工	同
同	第 5 号 頭 首 工	同
同	第 8 号 頭 首 工	同

同	光起川第9頭首工	同
同	第 6 頭 首 工	同
同	第 2 0 頭 首 工	同
同	第 2 1 頭 首 工	同
同	第 2 2 頭 首 工	同
同	第 2 3 頭 首 工	同
同	第 2 4 頭 首 工	同
同	第 2 5 頭 首 工	同

北海道告示第206号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成25年4月2日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成25年3月29日

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
山部御料	経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、暗渠排水、客土、除礫）	北海道上川総合振興局
国 府	農用地改良保全施設	同
小清水北	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水施設、区画整理、暗渠排水、土層改良）	北海道オホーツク総合振興局

北海道告示第207号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。
平成25年3月29日

- 1 保安林予定森林の所在場所 白糠郡白糠町刺牛135の1・135の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び白糠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第208号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 標津郡中標津町北中5の23（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 風害の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び中標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第209号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 北見市北上433の1（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 3 解除の理由 農道用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び北見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第210号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 美唄市1849の1（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
 - 3 解除の理由 鉱業用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び美唄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第211号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 利尻郡利尻富士町（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 檜山郡江差町（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 飛砂の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 檜山郡江差町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 火災の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。 (イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 4(1) 指定施業要件変更予定保安林 檜山郡江差町（次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局産業振興部林務課並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）	道道月形幌向線 石狩郡新篠津村5600番地先から 平成25. 3.29 北海道空知総合振興局 同郡新篠津村5476番地先まで 道道月形幌向線 石狩郡新篠津村5485番地先から 同 北海道空知総合振興局 同郡新篠津村5558番地先まで 道道月形厚田線 石狩市厚田区厚田298番36地先から 同 北海道空知総合振興局 同市厚田区厚田726番5地先まで 道道岩見沢石狩線 石狩郡当別町字上当別1619番1地先から 同 北海道空知総合振興局 同郡当別町字上当別1964番1地先まで 道道上富良野旭中富良野線 空知郡上富良野町683番1地先から 同 北海道上川総合振興局 同郡中富良野町字中富良野9290番地先まで 旭川建設管理部 道道近文停車場線 旭川市旭町2条15丁目297番160地先から 同 北海道上川総合振興局 同市旭町2条14丁目297番265地先まで 旭川建設管理部 道道新開旭川線 旭川市神居町雨紛435番1地先から 同 北海道上川総合振興局 同市神居町雨紛425番地先まで 旭川建設管理部
北海道告示第212号 平成25年北海道告示第2号（平成25年度及び平成26年度において競争入札に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。 平成25年3月29日 北海道知事 高橋 はるみ 第3の2の表中「建設部建設管理局建設情報課」を「建設部建設政策局建設管理課」に、同表末尾欄外（注）の(2)の事項中「建設部建設管理局建設情報課」を「建設部建設政策局建設管理課」に改める。 北海道告示第213号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成25年3月29日 北海道知事 高橋 はるみ 路線名及び縦覧場所 供用開始の区間 供用開始の期日	北海道告示第214号 道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定により、道路とダム管理用道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第6項に基づき公示する。 その関係図書は、北海道建設部土木局道路課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、一般の縦覧に供する。 平成25年3月29日 北海道知事 高橋 はるみ 1 路 線 名 道道 夕張新得線 2 道路の位置 夕張市南部青葉町国有林空知森林管理署1393林班地先 から同市南部青葉町国有林空知森林管理署1388林班地先 まで 3 管理を行う者の氏名及び住所 (1) 氏 名 河川管理者 北海道開発局長 関 博之 (2) 住 所 札幌市北区北8条西2丁目 4 管 理 の 内 容 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。））、路肩、道路の附属物その他専ら道路

の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)以外の部分の新設、改築、維持又は修繕、災害復旧及びその他管理

但し、道道夕張新得線の供用開始の日まで、道路専用施設についても管理を行う。

5 管 理 期 間 平成25年4月1日から道路の存続する日まで

北海道告示第215号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
藻岩川5の沢川（I-01-0320）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市中央区南13条西22丁目、南13条西23丁目、旭ヶ丘4丁目、旭ヶ丘5丁目、伏見1丁目、伏見2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌旭ヶ丘6丁目（I-0-553-2971）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市中央区旭ヶ丘6丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
寺の沢川（I-01-0330）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市中央区旭ヶ丘5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌伏見4丁目（I-0-86-86）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市中央区伏見3丁目、伏見4丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
藻岩川2の沢川（I-01-0290）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市中央区伏見2丁目、伏見3丁目、伏見4丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
藻岩川3の沢川（I-01-0300）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市中央区伏見3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
藻岩川1の沢川（I-01-0280）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市中央区伏見4丁目・5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
山元川（I-01-0270）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市中央区南22条西15丁目・南23条西15丁目・南区藻岩山（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌宮の沢4条5丁目3（I-0-15-15）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市西区宮の沢4条5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌宮の沢4条5丁目4（I-0-541-2959）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市西区宮の沢、宮の沢4条5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 札幌宮の沢4条5丁目6 (I-0-543-2961) (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市西区宮の沢4条5丁目(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 札幌宮の沢4条3丁目 (I-0-544-2962) (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市西区宮の沢、宮の沢4条3丁目(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 札幌宮の沢4条5丁目7 (II-0-554-2335) (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市西区宮の沢4条5丁目(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 札幌宮の沢4条5丁目8 (I-0-H23-005) (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市西区宮の沢4条5丁目(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 上追分川 (I-01-0840) (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市西区西野、宮の沢3条2丁目、宮の沢3条3丁目、宮の沢2条3丁目(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 本沢川1の沢川 (I-03-0390) (2) 土砂災害警戒区域の表示	石狩市浜益区浜益(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 本沢川 (I-03-0430) (2) 土砂災害警戒区域の表示 石狩市浜益区浜益(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 浜益浜益1 (I-0-292-292) (2) 土砂災害警戒区域の表示 石狩市浜益区浜益(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 寿都樽岸町4 (I-1-460-997) (2) 土砂災害警戒区域の表示 寿都町字樽岸町(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 寿都樽岸町2 (II-1-204-757) (2) 土砂災害警戒区域の表示 寿都町字樽岸町(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 田沢の川 (I-12-0250) (2) 土砂災害警戒区域の表示 寿都町字磯谷町(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 22(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 岩谷の川 (I-12-0320)
---	---

(2) 土砂災害警戒区域の表示 寿都町字磯谷町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 23(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 乳呑３号沢川（Ⅱ－35－0630） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河町東町ちのみ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 24(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 十六線の沢川（Ⅱ－42－0370） (2) 土砂災害警戒区域の表示 上川郡和寒町字東丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 25(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 西和の沢川（Ⅱ－42－0410） (2) 土砂災害警戒区域の表示 上川郡和寒町字西和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 26(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 下刺牛沢川（Ⅰ－91－0230） (2) 土砂災害警戒区域の表示 白糠郡白糠町刺牛（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 27(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 刺牛１号川（Ⅱ－91－0240） (2) 土砂災害警戒区域の表示 白糠郡白糠町刺牛（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 28(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号	刺牛２号川（Ⅱ－91－0240－１） (2) 土砂災害警戒区域の表示 白糠郡白糠町刺牛（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局関係建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第216号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第６条第１項及び第８条第１項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。 平成25年３月29日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 札幌円山１－１（Ⅰ－０－67－67－１） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市中央区円山・円山西町10丁目・双子山１丁目・２丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 札幌円山２（Ⅰ－０－68－68） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市中央区円山、南５条西27丁目、南６条西26丁目、南７条西25～26丁目、南８条西26丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 札幌南８条西26丁目（Ⅰ－０－69－69） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市中央区南８条西26丁目・円山・双子山１丁目（次の図のとおり）
---	--

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 札幌双子山3丁目（I-0-79-79） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市中央区双子山3丁目・円山西町9丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 札幌双子山4丁目（I-0-80-80） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市中央区双子山4丁目・界川1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 病院右の沢川（I-01-0390） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市中央区双子山4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 病院左の沢川（I-01-0380） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市中央区双子山4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 札幌南10条西23丁目（I-0-82-82） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市中央区南9条西23丁目、南10条西23丁目、南11条西23丁目、南12条西23丁目、旭ヶ丘1丁目、旭ヶ丘2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 札幌旭ヶ丘4丁目（I-0-81-81） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市中央区旭ヶ丘4丁目、南13条西23丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 札幌南11条西23丁目（I-0-83-83） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市中央区南13条西23丁目、旭ヶ丘4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 札幌界川1丁目（I-0-78-78） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市中央区界川1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
---	---

界川（Ⅰ－01－0350） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市中央区旭ヶ丘6丁目・界川1丁目・界川2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 札幌界川2丁目4（Ⅱ－0－42－42） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市中央区界川2丁目・旭ヶ丘6丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 界川右股川（Ⅰ－01－0370） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市中央区旭ヶ丘6丁目・界川3丁目・4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 札幌界川2丁目3（Ⅱ－0－41－41） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市中央区界川2丁目・旭ヶ丘5丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 界川中の沢川（Ⅰ－01－0360） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市中央区界川3丁目（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 札幌界川2丁目1（Ⅰ－0－77－77） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市中央区界川2丁目・南区藻岩山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 札幌界川2丁目2（Ⅱ－0－40－40） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市中央区界川2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 旭ヶ丘高校沢川（Ⅰ－01－0340） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市中央区旭ヶ丘5丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 札幌伏見1丁目（Ⅰ－0－84－84） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市中央区南14条西19丁目、南15条西19丁目、南16条西19丁目、伏見1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
---	---

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌南17条西18丁目1 (I-0-85-85)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市中央区南16条西19丁目、南17条西18丁目、伏見4丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 22(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌南17条西18丁目2 (II-0-43-43)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市中央区南17条西18丁目・南18条西17丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 23(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
伏見の沢川 (I-01-0310)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市中央区伏見3丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 24(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌藻岩山2-1 (II-0-50-50-1)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市中央区伏見2・3丁目、旭ヶ丘5丁目、南区藻岩山(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 25(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

- 札幌藻岩山3-1 (I-0-111-111-1)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市中央区伏見3丁目、南区藻岩山(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 26(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌伏見5丁目2 (II-0-44-44)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市中央区伏見3丁目・5丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 27(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌伏見5丁目1 (I-0-87-87)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市中央区伏見3丁目・5丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 28(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌伏見5丁目3 (I-0-88-88)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市中央区伏見5丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 29(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌伏見5丁目4 (I-0-89-89)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市中央区伏見5丁目・南19条西16丁目(次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 30(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 札幌伏見5丁目5 (I-0-90-90) (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市中央区伏見5丁目・南20条西16丁目・南21条西16丁目・南22条西15丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 31(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 札幌伏見5丁目6 (II-0-45-45) (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市中央区伏見5丁目・南22条西15丁目・南23条西15丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 32(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 山元右の沢川 (I-01-0260-1) (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市中央区南22条西14、15丁目、南23条西14、15丁目・南区藻岩山 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 33(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 札幌藻岩山4 (I-0-112-112) (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区藻岩山、中央区伏見5丁目、南23条西15丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 34(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 病院裏の沢川 (I-01-0260) (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市中央区南23条西15丁目・南区藻岩山 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 35(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 札幌藻岩山5 (I-0-113-113) (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区藻岩山、中央区南23条西15丁目、南24条西14・15丁目、南25条西14丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 36(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 札幌藻岩山6 (I-0-114-114) (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区藻岩山、中央区南25条西14丁目、南26条西13・14丁目、南27条西13・14丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 37(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 山鼻川9の沢川 (I-01-0250) (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市中央区南26条西12、13、14丁目・南27条西12、13、14丁目・南区藻岩山 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
---	--

土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 38(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 山鼻川 8 の沢川 (Ⅰ－01－0240) (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市中央区南27条西12、13、14丁目・南28条西12、13丁目・南区藻岩山 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 39(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 札幌藻岩山 7 (Ⅱ－0－51－51) (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区藻岩山、中央区南27条西13・14丁目、南28条西12・13丁目、南29条西12丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 40(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 山鼻川 7 の沢川 (Ⅰ－01－0230) (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市中央区南29条西11丁目・南29条西12丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 41(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 札幌藻岩山 8 (Ⅱ－0－52－52) (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区藻岩山、中央区南29条西11・12丁目、南30条西11丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 42(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 札幌藻岩山 9 (Ⅱ－0－53－53) (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区藻岩山、中央区南29条西11・12丁目、南30条西11丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 43(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 山鼻川 6 の沢川 (Ⅰ－01－0220) (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区藻岩山、中央区南29条西10・11丁目、南30条西10・11丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 44(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 札幌藻岩山10 (Ⅰ－0－115－115) (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区藻岩山、中央区南31条西10丁目、南30条西11丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 45(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 山鼻川10の沢川 (Ⅰ－H24－0001) (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市中央区南26条西14丁目・西13丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
--	---

- 46(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
山鼻川11の沢川（I－H24－0002）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市中央区南25条西14丁目・西13丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 47(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌西野3（I－0－20－20）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市西区西野3条10丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 48(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌宮の沢1（I－0－16－16）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市西区宮の沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 49(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌宮の沢2（I－0－17－17）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市西区宮の沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 50(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌西野1（I－0－18－18）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

- 札幌市西区西野、宮の沢3条2丁目、宮の沢3条3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 51(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌西野4条10丁目（I－0－19－19）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市西区西野4条10丁目、西野（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 52(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌宮の沢4条5丁目5（I－0－542－2960）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市西区宮の沢、宮の沢4条5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 53(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌宮の沢3条2丁目（I－0－545－2963）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市西区宮の沢3条2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 54(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌宮の沢4条5丁目1（II－0－11－11）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市西区宮の沢4条5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 55(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌宮の沢4条5丁目2 (Ⅱ-0-12-12)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市西区宮の沢4条5丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 56(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
宮の沢川 (Ⅰ-01-0850)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市西区宮の沢、宮の沢4条3丁目、宮の沢4条4丁目、宮の沢3条3丁目、宮の沢2条3丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 57(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌中の島2条6丁目 (Ⅰ-0-92-92)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市豊平区平岸1条10、11、12丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 58(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌中の島2条5丁目 (Ⅰ-0-91-91)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市豊平区中の島2条4丁目、5丁目・平岸1条10丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

- 59(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌平岸1条20丁目 (Ⅰ-0-94-94)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市豊平区平岸1条20丁目・中の島2条11丁目、12丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 60(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌平岸1条22丁目 (Ⅰ-0-98-98)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市豊平区平岸1条22丁目・中の島1条14丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 61(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ヤソスケ川右の沢 (Ⅱ-03-0750)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
石狩市厚田区安瀬 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 62(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
安瀬沢 (Ⅱ-03-0760)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
石狩市厚田区安瀬 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 63(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
厚田安瀬 (Ⅰ-0-287-287)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

石狩市厚田区安瀬（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 64(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 赤石沢川（Ⅱ－03－0740） (2) 土砂災害警戒区域の表示 石狩市厚田区濃昼（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 65(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 本沢川2の沢川（Ⅰ－03－0400） (2) 土砂災害警戒区域の表示 石狩市浜益区浜益（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 66(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 本沢川3の沢川（Ⅰ－03－0410） (2) 土砂災害警戒区域の表示 石狩市浜益区浜益（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 67(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 本沢川4の沢川（Ⅰ－03－0420） (2) 土砂災害警戒区域の表示 石狩市浜益区浜益（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 68(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 茂生川（Ⅰ－03－0440） (2) 土砂災害警戒区域の表示 石狩市浜益区浜益（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 69(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 茂生1号沢川（Ⅰ－03－0450） (2) 土砂災害警戒区域の表示 石狩市浜益区浜益（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 70(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 茂生1の沢川（Ⅰ－03－0460） (2) 土砂災害警戒区域の表示 石狩市浜益区浜益（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 71(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 浜益浜益1－1（Ⅰ－0－292－292－1） (2) 土砂災害警戒区域の表示 石狩市浜益区浜益（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 72(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
--	---

浜益浜益 1 - 2 (Ⅱ - 0 - 292 - 292 - 2) (2) 土砂災害警戒区域の表示 石狩市浜益区浜益 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 73(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 浜益浜益 1 - 3 (Ⅰ - 0 - 292 - 292 - 3) (2) 土砂災害警戒区域の表示 石狩市浜益区浜益 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 74(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 浜益浜益 1 - 4 (Ⅰ - 0 - 292 - 292 - 4) (2) 土砂災害警戒区域の表示 石狩市浜益区浜益 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 75(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 寿都磯谷町 3 (Ⅰ - 1 - 442 - 979) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 寿都町字磯谷町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 76(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 寿都樽岸町 1 (Ⅰ - 1 - 458 - 995) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 寿都町字樽岸町 (次の図のとおり)	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 77(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 寿都樽岸町 3 (Ⅰ - 1 - 459 - 996) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 寿都町字樽岸町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 78(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河常盤町 4 (Ⅰ - 3 - 438 - 2078) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河町常盤町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 79(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河常盤町 5 (Ⅰ - 3 - 439 - 2079) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河町常盤町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 80(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 旭川旭神 3 条 2 丁目 (Ⅱ - 4 - 22 - 1538) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市旭神 3 条 2 丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
---	--

次の図のとおり 81(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 旭川旭神3条3丁目（I－4－83－3107） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市旭神3条3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 82(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 旭川緑が丘1条3丁目（I－4－12－2155） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市緑が丘1条3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 83(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 旭川緑が丘1条4丁目1（I－4－13－2156） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市緑が丘1条4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 84(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 旭川緑が丘南2条2丁目（I－4－84－3108） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市緑が丘南2条2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 85(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 旭川近文5線3号（I－4－7－2150）	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市近文5線3号（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 86(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 旭川神岡5（I－4－78－3102） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市神居町神岡（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第217号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。 その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。 平成25年3月29日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 苫小牧圏都市計画区域区分に係る事項 (1) 都市計画の種類 区域区分 (2) 都市計画を定めた土地の区域 ア 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域 苫小牧市字弁天の一部 イ 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域 なし （縦覧に供する都市計画の図書のとおりに） 2 苫小牧圏都市計画臨港地区に係る事項 (1) 都市計画の種類 臨港地区 (2) 都市計画を定めた土地の区域
---	--

- ア 追加する土地の区域
苦小牧市字弁天の一部
- イ 除外する土地の区域
なし
- (縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

北海道告示第218号

北海道流域下水道条例第4条第5号及び北海道公共下水道条例第5条第5号の知事が定める措置を次のように定め、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

(用語の定義)

第1条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) レベル1地震動 施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。
- (2) レベル2地震動 施設の供用期間内に発生する確率が低いが、大きな強度を有する地震動をいう。
- (3) 重要な排水施設 次のいずれかに該当する排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）をいう。
ア 地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設
イ 破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設
- (4) その他の排水施設 前号に定める排水施設以外の排水施設をいう。

(耐震性能)

第2条 重要な排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）の耐震性能は、次に定めるとおりとする。

- (1) レベル1地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。
- (2) レベル2地震動に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

2 その他の排水施設の耐震性能は、前項第1号に定めるとおりとする。

(北海道流域下水道条例第4条第5号及び北海道公共下水道条例第5条第5号の知事が定める措置)

第3条 北海道流域下水道条例第4条第5号及び北海道公共下水道条例第5条第5号の知事

が定める措置は、前条に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。

- (1) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは碎石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (2) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (3) 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (4) 前3号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、前条に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

北海道告示第219号

北海道流域下水道条例第5条第1号及び北海道公共下水道条例第6条第1号の知事が定める数値を次のように定め、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道流域下水道条例第5条第1号及び北海道公共下水道条例第6条第1号の知事が定める排水管の内径の数値は100ミリメートル（自然流下によらない排水管にあっては、30ミリメートル）とし、同号の知事が定める排水渠の断面積の数値は5,000平方ミリメートルとする。

北海道告示第220号

北海道流域下水道条例第6条第2号及び北海道公共下水道条例第7条第2号の知事が定める措置を次のように定め、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置
- 2 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置
- 3 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置

北海道告示第221号

北海道流域下水道条例第8条第5号及び北海道公共下水道条例第21条第5号の知事が定める措置を次のように定め、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置
- 2 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置
- 3 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置

北海道告示第222号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
北海道庁本庁舎等で使用する電力
 - (1) 予定契約電力 1,960kW
 - (2) 年間予定電力使用量 5,700,000kWh
- 2 落札を決定した日
平成25年3月13日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 株式会社エネット
 - (2) 住 所 東京都港区芝公園二丁目6番3号
- 4 落札金額
 - (1) 基本料金 1,710円
 - (2) 電力量料金 12.29円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成25年2月1日付け北海道告示第67号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道出納局集中業務室財産管理課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

総合振興局告示及び振興局告示

北海道空知総合振興局告示第14号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年3月29日

北海道空知総合振興局長 武 田 裕 二

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
パーソナルコンピュータの賃貸借 7台 一式
- 2 落札を決定した日
平成25年2月25日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 株式会社文明堂
 - (2) 住 所 岩見沢市9条西1丁目1番地
- 4 落札金額
16,300円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成25年1月29日付け北海道空知総合振興局告示第4号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道空知総合振興局地域政策部総務課
 - (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

北海道空知総合振興局告示第15号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年3月29日

北海道空知総合振興局長 武 田 裕 二

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 34台
- 2 落札を決定した日
平成25年2月25日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 株式会社文明堂
 - (2) 住 所 岩見沢市9条西1丁目1番地
- 4 落札金額

- 3,230,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成25年1月29日付け北海道空知総合振興局告示第5号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道空知総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

北海道オホーツク総合振興局告示第68号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成25年3月29日

北海道オホーツク総合振興局長 有 好 利 典

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
パーソナルコンピュータの賃貸借 3台分 一式
- 2 落札を決定した日
平成25年2月28日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 株式会社オフィスワン
- (2) 住 所 網走市新町1丁目1番8号
- 4 落札金額
6,825円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成25年1月18日付け北海道オホーツク総合振興局告示第1号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所在地 網走市北7条西3丁目

北海道オホーツク総合振興局告示第69号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成25年3月29日

北海道オホーツク総合振興局長 有 好 利 典

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) パーソナルコンピュータ 36台
- (2) パーソナルコンピュータ 1台
- (3) パーソナルコンピュータ 13台
- 2 落札を決定した日
平成25年2月28日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 1の(1)及び(2)
- ア 氏 名 株式会社オフィスワン
- イ 住 所 網走市新町1丁目1番8号
- (2) 1の(3)
- ア 氏 名 小林株式会社
- イ 住 所 網走市桂町5丁目3番1号
- 4 落札金額
- (1) 3,553,200円
- (2) 98,700円
- (3) 1,296,750円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成25年1月18日付け北海道オホーツク総合振興局告示第2号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所在地 網走市北7条西3丁目

北海道オホーツク総合振興局告示第70号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成25年3月29日

北海道オホーツク総合振興局長 有 好 利 典

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 1台
- 2 落札を決定した日
平成25年2月28日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 株式会社オフィスワン
- (2) 住 所 網走市新町1丁目1番8号

- 4 落札金額
98,700円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成25年2月8日付け北海道オホーツク総合振興局告示第20号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所在地 網走市北7条西3丁目

北海道オホーツク総合振興局告示第71号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年3月29日

北海道オホーツク総合振興局長 有 好 利 典

- 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
- | | |
|--|-----------------------|
| (1) 自動車ガソリン（J I S 2号） | 87,400リットル |
| (2) 自動車ガソリン（J I S 2号） | 26,200リットル |
| (3) 自動車ガソリン（J I S 2号） | 17,600リットル |
| (4) 自動車ガソリン（J I S 2号） | 11,700リットル |
| (5) 自動車ガソリン（J I S 2号） | 7,600リットル |
| (6) 自動車ガソリン（J I S 2号） | 14,200リットル |
| (7) 自動車ガソリン（J I S 2号） | 24,800リットル |
| (8) 自動車ガソリン（J I S 2号）及び軽油（J I S 1号、2号及び3号） | 26,800リットル及び3,000リットル |
- 2 落札を決定した日
平成25年3月8日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 1の(1)
- ア 氏 名 北日本石油株式会社
- イ 住 所 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28番5号
- (2) 1の(2)
- ア 氏 名 ひかり石油株式会社
- イ 住 所 紋別市渚滑町7丁目1番地
- (3) 1の(3)
- ア 氏 名 北海道エネルギー株式会社

- イ 住 所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地
- (4) 1の(4)
- ア 氏 名 株式会社朝鳥商店
- イ 住 所 網走郡大空町女満別西1条4丁目1番23
- (5) 1の(5)
- ア 氏 名 株式会社東部第一
- イ 住 所 北見市北2条東2丁目4番地
- (6) 1の(6)
- ア 氏 名 大昭石油株式会社
- イ 住 所 雄武町字雄武931番地
- (7) 1の(7)及び(8)
- ア 氏 名 北見石油販売株式会社
- イ 住 所 北見市卸町1丁目7番地1

- 4 落札金額
- (1) 155円
- (2) 156円
- (3) 156円
- (4) 156円
- (5) 155円
- (6) 154円
- (7) 157円
- (8) 156円及び139円

- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成25年1月25日付け北海道オホーツク総合振興局告示第8号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所在地 網走市北7条西3丁目

北海道釧路総合振興局告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年3月29日

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
パーソナルコンピュータ等の賃貸借（北海道土木設計積算電算システム端末機器）
46台
- (2) 契約の目的の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成25年7月1日から平成30年6月30日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該賃貸借物件に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明したものであること。
- (5) 当該賃貸借物件に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明したものであること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年3月29日（金）から同年4月26日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号
北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部3階大会議室（送付に

よる場合は、郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課）

- (2) 入札日時 平成25年5月10日（金）午後1時30分（送付による場合は、同月9日午後5時30分必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1) 名称及び数量 パーソナルコンピュータ 158台

- (2) 予定時期 平成25年5月中旬頃

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量500グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、釧路建設管理部ホームページ（<http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/kk/kkk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道財務規則30号）第151条第1項の規定により、定めた予定価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を認めない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次に

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所 在 地 郵便番号 085-0006 釧路市双葉町 6 番10号 電話番号 0154-23-6115 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of forty six (46) sets of laptop computers used to estimate costs of public works which will be undertaken in Hokkaido. B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., May 10, 2013 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 30 P.M., May 9, 2013) C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Kushiro Department of Public Works Management, Kushiro General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Futaba-cho 6-10, Kushiro, Hokkaido 085-0006 Japan Phone : 0154-23-6115	(1) 名 称 北海道立緑ヶ丘病院庶務課 (2) 所在地 河東郡音更町緑が丘 1 番地
道 立 緑 ヶ 丘 病 院 告 示	道 立 向 陽 ヶ 丘 病 院 告 示
北海道立緑ヶ丘病院告示第17号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成25年 3 月29日 北海道立緑ヶ丘病院長 東 端 憲 仁 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 北海道立緑ヶ丘病院庁舎清掃洗濯電話交換業務 一式 2 落札を決定した日 平成25年 3 月12日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 東京美装北海道株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区北 3 条西 3 丁目 1 番地 4 落札金額 36,687,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成25年 1 月25日付け北海道立緑ヶ丘病院告示第 1 号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	北海道立向陽ヶ丘病院告示第14号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成25年 3 月29日 北海道立向陽ヶ丘病院長 佐々木 信 一 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 北海道立向陽ヶ丘病院庁舎等清掃及び院内洗濯業務 一式 2 落札を決定した日 平成25年 3 月12日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 東京美装北海道株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区北 3 条西 3 丁目 1 番地 4 落札金額 19,807,200円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成25年 1 月29日付け北海道立向陽ヶ丘病院告示第 1 号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立向陽ヶ丘病院庶務課 (2) 所在地 網走市向陽ヶ丘 1 丁目 5 番 1 号
道 立 緑 ヶ 丘 病 院 告 示	道 教 育 庁 教 育 局 告 示
	北海道教育庁空知教育局告示第35号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成25年 3 月29日 北海道教育庁空知教育局長 中 田 貢 1 落札に係る物品等の名称（1 リットル当たりの単価）及び調達予定数量 (1) A 重油その 1 （岩見沢地域） 398,000リットル (2) A 重油その 2 （空知南部地域） 190,000リットル

- (3) A重油その3 (夕張地域) 147,000リットル
- (4) A重油その4 (空知中部地域) 373,000リットル
- (5) A重油その5 (空知北部地域) 476,000リットル
- (6) A重油その6 (深川地域) 76,000リットル
- (7) 灯油その1 (岩見沢地域) 171,700リットル
- (8) 灯油その2 (空知南部地域) 30,000リットル
- (9) 灯油その3 (夕張地域) 6,500リットル
- (10) 灯油その4 (空知中部地域) 62,300リットル
- (11) 灯油その5 (空知北部地域) 109,900リットル
- (12) 灯油その6 (深川地域) 29,400リットル

2 落札を決定した日

平成25年3月18日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)及び(7)

ア 氏 名 三谷石油株式会社

イ 住 所 岩見沢市美園4条1丁目2番4号

(2) 1の(2)

ア 氏 名 株式会社小林本店

イ 住 所 夕張郡栗山町錦3丁目109番

(3) 1の(3)及び(9)

ア 氏 名 株式会社北島商会

イ 住 所 夕張市清水沢1丁目10番地16

(4) 1の(4)及び(10)

ア 氏 名 株式会社ミウラ商会

イ 住 所 美唄市進徳町一区

(5) 1の(5)及び(12)

ア 氏 名 第一興産株式会社

イ 住 所 滝川市朝日町東2丁目2番5号

(6) 1の(6)

ア 氏 名 株式会社菱友

イ 住 所 滝川市明神町2丁目1番15号

(7) 1の(8)

ア 氏 名 ミナミ石油株式会社

イ 住 所 札幌市北区篠路7条1丁目4番1号

(8) 1の(11)

ア 氏 名 株式会社松葉

イ 住 所 樺戸郡新十津川町字中央18番地11

4 落札金額

(1) 78.50円

(2) 79.80円

(3) 94.80円

(4) 78.50円

(5) 77.90円

(6) 80.00円

(7) 77.50円

(8) 82.78円

(9) 94.90円

(10) 76.70円

(11) 81.00円

(12) 80.00円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成25年2月1日付け北海道教育庁空知教育局告示第1号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

北海道教育庁石狩教育局告示第51号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年3月29日

北海道教育庁石狩教育局長 成 田 直 彦

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの基本料金の単価及び1枚当たりの単価）及び数量

(1) 道立学校複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）A地区 13台分 一式

(2) 道立学校複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）B地区 13台分 一式

(3) 道立学校複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）C地区 14台分 一式

- (4) 道立学校複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）D地区 12台分 一式
- (5) 道立学校複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）E地区 14台分 一式
- 2 落札を決定した日
平成25年3月5日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 1の(1)から(4)まで
- ア 氏 名 富士ゼロックス北海道株式会社
- イ 住 所 札幌市中央区大通西6丁目1番地
- (2) 1の(5)
- ア 氏 名 株式会社玉柳
- イ 住 所 小樽市入船3丁目16番18号
- 4 落札金額
- (1) 1の(1)から(4)まで
- 基本料金 0円
- 複写料金 0.74円
- (2) 1の(5)
- 基本料金 0円
- 複写料金 0.71円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成25年1月22日付け北海道教育庁石狩教育局告示第4号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁渡島教育局告示第27号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年3月29日

北海道教育庁渡島教育局長 林 秀 樹

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
- ア パーソナルコンピュータの賃貸借 84台 一式（職業科仕様42台、商業科仕様42台）
- イ パーソナルコンピュータの賃貸借 42台 一式（普通科仕様42台）
- (2) 調達する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契 約 期 間 平成25年6月3日から平成31年5月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納 入 期 日 平成25年6月3日（月）
- (5) 納 入 場 所
- 1の(1)ア 函館市昭和1丁目17-1 北海道函館商業高等学校
- 1の(1)イ 函館市川汲町1560 北海道南茅部高等学校
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成25年3月29日（金）から同年4月15日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道渡島合同庁舎 3 階講堂
(送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原 4 丁目
6 番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室)
- (2) 入 札 日 時 平成25年 5 月 9 日 (木) 午前10時 (送付による場合は、同月
8 日 (水) までに必着)
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の 1 の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4 に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る
返信用封筒 (宛先を明記したもの) 及び重量200グラムに見合
う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、
契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に
関する事務を担当する組織に電子メール (アドレス: oshikyo.
shien@pref.hokkaido.lg.jp) で標題に「道立学校情報処理教育
機器賃貸借契約について」とし、申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の可否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号) 第151条第 1 項の規定により定めた予定
価格 (1 月当たりの単価) の制限の範囲内で最低の価格 (1 月当たりの単価) をもって入
札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を
講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、
次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 041-8557 函館市美原 4 丁目 6 番16号

電話番号 0138-47-9029

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :
a Personal Computer 84 1 set
b Personal Computer 42 1 set
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M, May 9, 2013
(If mailed, bids must arrive no later than May 8, 2013)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Oshima District
Bureau of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8557 Japan
Phone : 0138-47-9029

北海道教育庁オホーツク教育局告示第19号

次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する
協定の適用を受ける。

平成25年 3 月29日

北海道教育庁オホーツク教育局長 西 崎 毅

1 入 札 に 付 す る 事 項

- (1) 調達をする物品等の名称 (1 月当たりの単価) 及び数量
パーソナルコンピュータの賃貸借 148台 一式 (普通科・職業科用: 84台、文書処
理用: 64台)
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契 約 期 間 平成25年 6 月 3 日から平成31年 5 月31日まで。ただし、予算
の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納 入 期 日 平成25年 6 月 3 日 (月)
- (5) 納 入 場 所 北海道北見商業高等学校 (普通科・職業科用: 42台、文書処
理用: 22台) 及び北海道網走桂陽高等学校 (普通科・職業科用
: 42台、文書処理用: 42台)

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第 3 号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されてい
ないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されてい

ることを証明した者であること。

- (5) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年3月29日（金）から同年4月19日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階3号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室）

- (2) 入札日時 平成25年5月9日（木）午前10時（送付による場合は、同月8日（水）午後5時までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1) 名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 305台

- (2) 予定時期 平成25年7月頃

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、その旨を契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：okhokyo.1shien@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業者等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

- (2) 所在地 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目

電話番号 0152-41-0785

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 148 1 set

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., May 9, 2013

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., May 8, 2013)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Okhotsk District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8619 Japan

Phone : 0152-41-0785